

平成 23 年 7 月 より

重症心身障害児(者)訪問看護支援事業が始まります

神戸市にお住まいの重症心身障害児(者)で居宅における療養の必要から、訪問看護の利用をされる方に、その訪問看護にかかる費用の一部を助成することにより、在宅での安定かつ継続した生活ができるよう支援します。

- ◎ 対象者 神戸市にお住まいの在宅の方で、次のすべてにあてはまる方
- ① 障害者手帳の肢体不自由 1 級かつ療育手帳 A 判定の方(それと同程度と神戸市長が認める者も含む)
 - ② 対象者およびその者の属する世帯のほかの世帯員の市民税(所得割)額が 23 万 5 千円未満の方
 - ③ 医療保険の加入者
- ◎ 助成額 医療保険を利用した後の対象者負担額から訪問看護にかかった金額の 1 割を除いた額。
- * 1 利用者の方は実質 1 割負担となります
 - * 2 上記の助成額に 10 円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てた額で助成をします。
- ◎ 利用方法 お住まいの区役所健康福祉課(北須磨地区は北須磨支所保健福祉課、北区北神地区は北区北神担当保健福祉課)でご相談のうえ申請してください。
助成決定した方には、受給資格認定通知書と助成決定通知書を交付の上、ご指定の口座に助成金を振り込みます。
一度ご申請いただくと、その後 6 月末までその資格は有効です。
- ◎ 申請時に必要な書類等
- 健康保険証
 - 訪問看護事業者の領収書(原本)
 - 印鑑(朱肉を用いるものに限る)
 - 振込先の確認できる通帳・キャッシュカード等
 - 受給資格認定通知書(初回申請時は不要です)
- 注) 世帯の市民税額が確認できる書類が必要となる場合があります

(各区の連絡先は裏面)

※ 《各区健康福祉課等連絡先》 受付時間 月曜日～金曜日(平日)8:45～17:15(ただし,12:00～13:00 は除く)

名 称	電話番号	FAX 番号	住 所
東灘区保健福祉部健康福祉課	841-4131	851-9333	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1
灘区保健福祉部健康福祉課	843-7001	843-7018	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1
中央区保健福祉部健康福祉課	232-4411	242-8821	〒651-8570 中央区雲井通 5-1-1
兵庫区保健福祉部健康福祉課	511-2111	511-7018	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1
北区保健福祉部健康福祉課	593-1111	595-2381	〒651-1195 北区鈴蘭台西町 1-25-1
北区北神担当保健福祉課	981-8870	984-2334	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル 2F
長田区保健福祉部健康福祉課	579-2311	579-2343	〒653-8570 長田区北町 3-4-3
須磨区保健福祉部健康福祉課	731-4341	735-8159	〒654-8570 須磨区中島町 1-1-1
須磨区北須磨支所保健福祉課	793-1313	795-1140	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 5F
垂水区保健福祉部健康福祉課	708-5151	709-6006	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1 レバンテ垂水 2 番館内 2 F
西区保健福祉部健康福祉課	929-0001	929-1690	〒651-2195 西区玉津町小山字川端 180-3

神戸市役所保健福祉局障害福祉部

自立支援課 322-6352 (直通)